

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年1月4日及び同月13日（平成29年（行情）諮問第2号
及び同第12号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行情）答申第824号及び同
第825号）

事件名：「特定刑事施設視察委員会議事録」（平成27年度分）（特定刑事施
設保有）等の一部開示決定に関する件
「特定刑事施設視察委員会議事録」（平成27年度分）（特定刑事施
設保有）等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる11文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）
の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし11（以下、併せて
「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定につ
いては、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、審査請求人が開示
すべきとする部分のうち、委員の氏名を除く「委員出席者」欄の部分は開
示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月8日付け名管総発第2
37号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開
示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求め
（平成29年（行情）諮問第2号（以下「諮問第2号」という。）関係）、
また、本件対象文書に附属されているべき別紙の3（1）ないし（8）に
掲げる文書の開示を求める（同年（行情）諮問第12号（以下「諮問第1
2号」という。）関係）。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のと
おりである。

（1）審査請求書1（諮問第2号）

ア 開示を求める部分

一部不開示とされている文書と部分

（ア）「237号通知書」文書1

特定刑事施設視察委員会議事録中特定年月日D「議事録」から視

察委員の職業が不開示とされています。

(イ) 同特定年月日D「議事録」及び同特定年月日G「議事録」より視察委員会会議に出席した委員の人数の判る部分が不開示黒ぬりされています。

(ウ) 「237号通知書」文書3

平成27年度第2回刑事施設視察委員会における第2回質疑に対する回答(案)(特定刑事施設保有)の中で、特定被収容者の申出内容が不開示されています。

(エ) 「237号通知書」文書3

平成27年度第2回刑事施設視察委員会における第2回質疑に対する回答(案)(以下「回答案」という。)の中で、申出に対する調査内容が不開示されています。

(オ) 「237号通知書」文書3

「回答案」の中で、刑事施設が調査した職員に関する情報が不開示されています。

(中略)

イ 不開示に出来ない理由

(ア) 視察委員会委員の職業

A 視察委員の資格として弁護士等の法律関係者、医師、地方自治体、地方公共団体職員、地域自治会関係者等が望ましい旨すでに提言、報道や著書等に記され視察委員の職業はこれらである事は社会一般に広く知れ渡っています。

① 行刑改革提言第4の2(2)ウに記載済み

② 逐条解説刑事収容施設法(有斐閣)

P43ページ、P48ページに記載済み

③ 上記①の提言は各社報道済みです。

B 平成18年矯総第3255号矯正局長通達「刑事施設視察委員会に対する協力について」に於いて・弁護士・医師会・地方公共団体に推せんを依頼し委員の選定をする事はすでに公の事です。

C 特定刑事施設委員会委員長を特定弁護士会の会長が務めていた事も報道されていました。

以上の事により、弁護士、医師、地域自治会関係者、地方公共団体職員等が視察委員である事は社会に広く知れ渡り社会の一般常識ですので「法」5条4号及び5条6号の理由をもって不開示とする状態にありませんので、開示を求めます。

(イ) 視察委員会議に於ける委員の出席人数不開示について

A 「刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則」(審

査会注：「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」の誤記と思われる。以下「収容規則」という。）4条2項は、委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決をする事が出来ない、とされています。

B 本件不開示は「不開示理由」にも記されておらず無意識のうちに出席人数を確認出来ぬようにされたのではないかと思われま

す。
C 委員の出席人数は上記（イ）Aのように法律で必要数が定められており、これらを判らなくする事は「法」の理念にそくむものです。

よって不開示とは出来ませんので、元来のように人数の判る開示を求めます。

（ウ）被収容者の申出内容

A 「回答案」質疑2にてすでに開示がなされている部分まで不開示とされています。

B ○○看守が（被収容者）○○の犯罪内容を○○に教えた。

上記部分はすでに開示がなされておりますので「法」5条1号にはあたりませんので開示を願います。

C くわしい犯罪内容は個人を識別出来ますが「殺人」「強姦」「強盗」「盗み」等の犯罪名で個人を特定する事は不可能であり、その他「法」5条1号にはあたりませんので犯罪名の開示を求めます。

（エ）申出に対する調査内容

「回答案」質疑1にてすでに開示がなされている部分まで不開示とされています

○○看守と○○看守がメガネの不正授受をしている。

上記部分はすでに開示されており「法」5条1号にはあたりませんので開示を願います。

（オ）刑事施設が調べた職員の情報

「回答案」質疑1及び質疑2の質問は刑事施設職員の国家公務員法違反に関わる重大な問題です。

国家公務員としての職務に係る違法行為もしくは違法をうたがわれる行為に関して個人情報とはなり得ず、また個人の権利利益を申し立てる事も出来ません。

従って、「法」5条1号による不開示は出来ませんので開示する事を求めます。

（カ）「不開示理由」ですが「237号通知書」に対する一部不開示決定だと思っておりますが「237号通知書」との契印がなく「237号

通知書」に対する正式な一部開示決定の公文書なのか判断が出来ません。正式な公文書と認める事が出来ません。

よって本件審査請求に記された不開示部分をすべて無効だと思われるので一部不開示決定を取消し開示する事を求めます。

(略)

(2) 審査請求書 2 (諮問第 1 2 号)

ア 名管総発第 2 3 7 号平成 2 8 年 9 月 8 日付け行政文書開示決定通知書に於いて開示決定された文書「特定刑事施設視察委員会議事録(平成 2 7 年度分)(特定刑事施設保有)」に附属されているべき文書が開示されていませんので、別紙の 3 (1) から (8) までの文書を開示せよとの決定を求め審査請求書を提出致します。

イ 別紙の 3 (1) から (8) まで特定刑事施設が視察委員の質問に対し書面にて説明を行った文書の開示が行われずに抜け落ちていますので、別紙の 3 (1) から (8) までの説明文書の開示を求めます。

ウ 法的根拠

(ア) 収容規則 6 条 2 項

刑事施設の長は次に掲げる場合には委員会の会議においてその状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

収容規則 6 条 2 項の 2 号

委員会から刑事施設の運営の状況について説明を求められた場合となっています。

(イ) よって、別紙の 3 (1) から (8) までの説明文書は視察委員会が刑事施設の運営の状況について説明を求めた事に対する刑事施設の説明である以上刑事施設は視察委員会会議において説明回答は書面を提出し行わなければならないのです。

(ウ) 視察委員会会議にて状況説明のため提出された書面は視察委員会議事録に附属するものです。議事録に附属するものである以上議事録の開示請求が行われた場合議事録に附属される文書も議事録と一緒に開示されるべきです。

(エ) 別紙の 3 (1) (3) (5) (7) の「委員会の際質問のあった事項に関する説明」に対し本件開示決定通知書名管総発第 2 3 7 号平成 2 8 年 9 月 8 日付 1 の 2 イ・同ウ・同エ・同オにて開示済みとの間違った指摘を受けぬ様お願いします。

「2 3 7 号通知書」1 の 2 イ・同ウ・同エ・同オにて開示された文書は「2 3 7 号通知書」に記載されている様にすべて視察委員会へ提出する前の草案です。視察委員会会議に於いてどの様な説明がなされたのかまったく不明であり委員会会議に提出されたものではない事を先に釈明して置きます。

(略)

(3) 意見書 1 (諮問第 2 号) (添付資料略)

ア

(ア) 下記第 3 の 1 (2) アに於いて審査請求人が「視察委員の氏名」, 「具体的な職業」, 「勤務先」, 「役職」の開示を求めていると解されるとあるが審査請求人が求めるのは, 審査請求書に記した通り「視察委員の職業」及び「視察委員会議に出席した委員の人数が判る部分」である。

氏名, 勤務先, 役職の開示は求めている。

従って, 下記第 3 の 1 (2) アにて記されていた「委員への不当な働きかけ」, 「委員の適正な事務の遂行」, 「保安事故」, 「施設運営の妨害」, 「規律及び秩序の害」などは起こり得ない。

(イ) 又審査請求人が開示を求める「委員の出席人数が判る部分」は法務大臣に提出した本件審査請求書に割印をしホッチキスで留め添付した証拠資料 (3) C (特定年月日付け議事録) の委員出席者欄と証拠 (1) A, 証拠 (2) B, 証拠 (1), 証拠 (2), 証拠 (3), 証拠 (4) のすべての委員出席者欄を比べて頂ければ判る通り, 証拠 (3) C は委員の出席人数が判るが証拠 (1) から (4) 及び証拠 (1) A 及び B は出席人数が判らぬ様になっている。

本件審査請求書及び審査請求書に添付された書類を確認して下さい。

判りやすくなっています。

(ウ) 請求人が開示を求める「委員の出席人数の部分」は公正適正に視察委員会議が開催されているのか否かを確認するためのものです。

收容規則 4 条 2 項委員会委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。

上記の確認のためのものです。個人情報となり得ません！！

(エ) 本件審査請求書に添付した証拠 (1) から (4) 及び (1) A, (2) B, (3) C, (4) D, (5) E, (6) F は当然の事ながら本件審査請求書とともに審査会に提出されているはずだと思われませんが提出されていない可能性を否定する事が出来ませんので念のため資料提出をします。

(オ) 請求人が開示を求める「委員の職業」については平成 18 年 5 月 23 日付け矯正局長通達「刑事施設視察委員会の対する協力等について」や, 「行刑改革会議提言」を守り適正に視察委員の選定をしているのか? 確認をするためのものです。

従って, 理由説明書 (下記第 3 の 1 (2) ア) にて法務省が主張する委員の氏名, 勤務先等の開示は求めていません。

それらは個人情報でありプライバシーだと思っています。

(カ) 委員の職業は弁護士，医師，自治体関係者，地方公共団体の職員等である旨各種販売されている本や「行刑改革会議提言」で公表されています。

(「行刑改革会議提言」は当時の法務大臣森山氏が依頼し行ったもので公文書であり開示が許されている。)

(キ) 又，理由説明書（下記第3の1(2)ア）に記載されている「刑事施設視察委員会に対する協力について」にも視察委員の選定は医師会，弁護士会，地方公共団体に推薦を依頼する等して選定する事が明記されており上記文書も公文書であり開示が許されています。

(ク) 従って個人情報とはなり得ません。（職業は）

下記第3の1(2)アの主張はすべて成立しないのです。

(ケ) 下記第3の1(2)アに於いて審査請求人が被収容者であるがゆえ保安事故等の色々な施設の支障をきたすおそれがあるとの主張ですが不当な主張です。

開示請求者の立場，職業，人種，主義，主張，思想によって開示決定が左右される事実にかく然としています。

イ

(ア) 下記第3の1(2)イ記載の文書3の関し審査請求人が開示を求めているのは，特定被収容者の「氏名」，「番号」，「病状等の情報」，「刑の執行に関する情報」，「移送の情報」，「慰問者の氏名」，「職員の氏名」を除いた「特定被収容者の申出内容」，「申出に対する調査内容」，「刑事施設が調査した職員に関する情報」，です。

(イ) 特定被収容者の「氏名」，「番号」，「病状等」，「移送」，「慰問者氏名」，「職員氏名」の情報を除く部分がすっぽりと抜け落ちて理由説明書に書かれていますので本件審査請求書の確認を求めます。

(ウ) 下記第3の1(2)イ記載の文書3の質疑1及び質疑2に書かれている申出は事実であれば国家公務員法の職務規程に反するものであり刑罰の対象となり得るものです。

質疑1. は「の橋渡し」が抜けているため意味が通じにくくなっているものと思われます。

正しくは

〇〇看守と〇〇看守がメガネの不正授受「の橋渡し」をしているであると推察されます。

質疑2のように〇〇看守が被収容者〇〇の犯罪内容を〇〇に教えた

もあきらかな国家公務員法の違反です。

(エ) これらの「申出内容」, 「申出に対する調査内容」, 「刑事施設が調査した職員に関する情報」を不開示とする事は犯罪行為の隠蔽に他なりません。

本当に犯罪行為がなされていたのか? 否か?

その調査は本当に正しく行われていたのか?

そのてん末はどうなっているのか?

が確認する事が許されないというのであれば開かれた開示であるとは言えません。

公にしなければ公正に欠け正義に反します。

法でも公正に欠け正義に反するような不開示は認められていません。

(オ) 下記第3の1(2)イに於いて, 文書1において開示されている情報が文書3において不開示とされているといった事実は認められないとの主張がされていますが事実に反するので原本の確認を求めます。

質疑1においては, 少なくとも「メガネ」という言葉や「不正授受」という開示されている部分があるはずですが開示しなければならない部分まで不開示をする事は許されません。

ウ

(ア) 下記第3の1(3)に於いて行政文書開示決定通知書に係る契印について矯正管区文書取扱規程15条3項の規定に基づき開示決定通知書の一枚目に契印を押印しているとの主張ですが, 請求人には事実確認が時間的に不可能であり, 主張が事実か否かの確認が出来ません。

よって審査会にて事実の確認を求めます。

(イ) 法務省矯総第8号平成29年1月4日付け及び法務省矯総第44号平成29年1月13日付けの2通の審査会への諮問について(通知)が届いておりどちらも本件審査請求に係る諮問の通知です。

これに記載された開示決定の種類は「一部開示決定」との事ですが, 名管総発第237号平成28年9月8日付け行政文書開示決定通知書のどこにも「一部開示決定」との記載はありません。

何年か前には「一部開示決定」と記されていたのですが「法」の改正があったのでしょうか?

よって本当に「一部開示決定」がなされているのかいないのかも判りません。

審査会での確認を求めます。

もし, 一部開示決定がなされていないのであれば不開示は不当と

なりますので確認をお願いします。

(略)

(4) 意見書 2 (諮問第 1 2 号) (添付資料略)

ア

(ア) 下記第 3 の 2 (1) ア記載の特定刑事施設 A 視察委員会議事録となっているがこれは A 刑事施設視察委員会の事である (以下も同じ)。

(イ) 下記第 3 の 2 (1) イに於いて特定刑事施設 A の「回答文書。」とあるが「回答文書」(案)である

(案)であるかないかで意味が大きく違う。後述する。

(ウ) 下記第 3 の 2 (1) ウに於いて

収容規則 6 条 2 項 1 から 1 5 号とあるが正しくは 6 条 1 項 1 から 1 5 号である

(エ) 下記第 3 の 2 (1) エに於いて本件取り消しを求める理由等が書かれていますので記します。

A 「特定刑事施設 A 視察委員会議事録」(平成 2 7 年度)(特定刑事施設 A 保有)に附属されているべき文書が抜け落ち開示されていない事を理由とし本件決定の取り消しを求めるとともに「議事録」に附属されているべきすべての文書の開示を求めています。

B 「収容規則」6 条 2 項 1 から 3 号に従い特定刑事施設 A が特定刑事施設 A 視察委員会に提出した文書(平成 2 7 年 4 月から平成 2 8 年 3 月まで)の開示請求に対し(別紙の 2)文書 9, (同)文書 1 0, (同)文書 1 1, の文書が特定され開示が行われたが「収容規則」6 条 2 項 2 号の文書の特定を怠り開示されていない事を理由として本件決定の取り消しを求めるとともに開示されるべき「収容規則」6 条 2 項 2 号に従い特定刑事施設 A が「視察委員会」に提出した文書の開示を求めます。

イ 下記第 3 の 2 (2) に於いて審査請求人が開示をする様に求めているのは下記第 3 の 2 (2) アからクまでの文書であると記されていますが違います。求める文書は、

(ア) 「議事録」に附属されているべき下記第 3 の 2 (2) アからクまでの文書を「視察委員会」に提出した文書です。8 点。

(イ) 第 1 回「議事録」に附属されているべき特定年月日特定刑事施設 A 視察委員より説明を求められた事項(特定物品が認められない理由について)に関し特定刑事施設 A が「視察委員会」に提出した文書。1 点

(ウ)

A 第1回「議事録」に附属されているべき平成27年「特定刑事施設A視察委員会提出資料」

B 第1回「議事録」に附属されているべき、施設運営の現状について（平成26年度分）の2点

(エ) 以上の11点の文書の開示を求めています。

ウ

(ア) 理由説明書2(2)クの後にて様々な理由により請求人主張の附属文書の存在を否定する主張を行っているが事実と反する。次章本件争点にて後述する。

(イ) 理由説明書2(2)クの後にて審査請求人の「収容規則」6条2項に関する解釈及び主張に対し諮問庁は反論し「収容規則」6条2項2号に関する解釈及び主張が延べられているが論点及び解釈がゆがめられている

本件の争点はここにあるので次の本件争点の章にて説明及び立証を行う。

エ 本件の争点

(ア) 本件意見書イ(ア)の文書8点の開示の適否。

(イ) 本件意見書イ(イ)の文書1点の開示の適否。

(ウ) 本件意見書イ(ウ)A及びBの文書2点の開示の適否。

(エ) 以上11点の文書が存在するのか、しないのか、であり、あるとすれば開示すべきものか、否かであり、つまりは

A 「収容規則」6条1項の解釈

B 「収容規則」6条2項の解釈につきます。

(オ) まず本件意見書イ(ウ)A及びB

A 「特定刑事施設A視察委員会資料」

B 「施設運営の現状について」(平成26年度分)

が存在するのか否ですが「収容規則」6条1項を見て頂きます

「収容規則」6条1項

刑事施設の長は毎年度その年度の最初の委員会の会議において刑事施設に関する次に掲げる事項について刑事施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出する

①敷地及び建物の状況、②収容定員及び人員の推移、③職員の定員云々、④参観の許否の状況、⑤物品の貸与及び支給並びに自弁物品の使用又は摂取の許否の状況、⑥被収容者に対して講じた保健衛生及び医療上の措置の状況、⑦宗教云々、⑧自弁の書籍云々、⑨規律及び秩序云々、⑩民間のとく志家云々、⑪矯正処遇等の実施の状況、⑫面会云々、⑬懲罰云々、⑭審査の申請云々、⑮仮釈放云々となっています。

その年度の最初の委員会の会議において1号から15号までの情報を記載した書面を提出する事が規定されている

特定刑事施設Aは「視察委員会」に年度始めの会議に1号から15号までの情報を記載した文書を提出しています。(別紙の2の文書7, 8)ですので文書は間違いなく存在しています。

C 平成27特定刑事施設A視察委員会会議の第1回「委員会議」に本件文書は法律上提出がされています。「委員会議」に提出された文書は「議事録」に附属します。ですので開示を求めています。

(カ)

A 下記第3の2(2)クの後半に於いて「収容規則」6条2項6号は「様々な質問に対しすべて書面で回答をする必要性のないこと」及び「必要に応じ口頭で回答しても問題がない旨」と述べられていたがその通りです。

B ただしそれは「収容規則」6条2項2号の規定以外の質問の場合であり委員会が刑事施設の運営状況について説明を求めた場合

(a) 口頭で回答をした後必ず書面での提出も必要です。

(b) 規定以外の様々な質問に対しては書面提出の必要はありません。

従って諮問庁の主張は成立しません。

(キ) 「収容規則」6条2項

刑事施設の長は次に掲げる場合には委員会の会議においてその状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする

A 刑事施設の運営に相当程度の変更があった場合

B 委員会から刑事施設の運営状況について説明を求められた場合

C 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

委員会から刑事施設の運営状況について説明を求められた場合は必ず書面の提出が必要である事を判って頂けた事と思います

(ク) 本件意見書イ(イ)について

A 特定物品の使用が認められない理由について説明願いたい。

特定年月日H「議事録」に於いて説明を求めたものですが別紙の2の文書1の確認を願います。

B 特定物品等自弁物品の許否の状況は「収容規則」6条1項5号にあたります

また同6条1項6号の保健衛生上の許否の状況にもあたります

同6条1項1から15号は刑事施設の運営上の状況であると「収容規則」6条1項にしっかりと明記されています

よって「収容規則」6条2項2号規定の「説明を求められた場合」にあたり文書が提出されてなければならないのです

- C 本件文書はすでに下記第3の2(1)イにより別紙の2の文書2として開示がなされていますが下記第3の2(1)アの開示された別紙の2の文書1(「議事録」)には附属されていませんでした。2件分の開示手数料の支払いをしている以上、2部の開示がされるべきです。

以上の理由により文書はありますので開示を求めています。

(ケ) 本件意見書イAの文書8点について

- A 特定年月日D「議事録」の確認を求めます。

(a) 看守2人がメガネの不正授受に関わった件。

(b) 職員が収容者の犯罪内容を他の者にもらした件

について「視察委員会」は質問を行い説明を求めています。

- B あきらかな「収容規則」6条2項2号の「説明を求められた場合」にあたります。これを「単なる質問だ」として説明文書も提出せず口頭のみで処理する事は許されません

重大な刑事施設の運営状況に関わる問題です

- C 国家公務員がその立場上知り得た情報を第三者にもらす事は国家公務員法の違反でありこれがもとでイジメが発生したり口論や暴力事件ひいては重大犯を集めた刑務所ゆえに殺傷事件が起きる可能性さえ高いのです。

これは受刑者の安全の問題であり改善更生矯正に係る問題であり重大な刑事施設の運営状況に係るものです。

- D あきらかに「説明を求められた部分」にあたる事は説明の必要はないはずです。よって本件文書は「視察委員会」に提出されているはずであり「議事録」に附属されていますので開示を求めます。

(コ) 特定年月日E「議事録」の確認を求めます。

- A 特定行為は罰となるのか? といの質問がなされていますがこれも「説明を求められた場合」です。

- B 刑事施設の罰の状況を問うものですので「収容規則」6条1項13号に関する説明を求めています。

よって文書は提出されているはずで「議事録」に附属されているはずです。よって開示を求めます。

(サ) 特定年月日F「議事録」の確認を求めます

- A 施設のテレビの電源や電波が途切れる事に関し改善が出来ないのか説明を求めたものですがこれも「説明を求められた場合」です。

B テレビは刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下、第2においては「新法」という。）39条にて余暇活動の援助のための物品であり「新法」89条の優遇措置（週に何度テレビを見れるか）として受刑者の改善更生の意欲を喚起するための物品です

C テレビの電波状況等の改善が可能かどうかの説明を求める事は「説明求められた場合」にあたります

よって本件文書は提出がされてなければならず「議事録」に附属するものですので開示を求めています。

(シ) 特定年月日F「議事録」の「食事メニューが3～4回同じ物が出るが？」という説明を求めたものですがこれも「説明を求められた場合」にあたります

食事は「収容規則」6条1項五号にあたり又「新法」40条2項で定められた物品の貸与等に関わるものです

よって「説明を求められた場合」にあたりますので文書の開示を求めます

(ス) 特定年月日H「議事録」の「消灯をおくらせる事は出来るか？」という説明を求めたものも「説明を求められた場合」にあたります
その他の質問などもすべて「説明を求められた場合」にあたります

常識を持って判断が可能ですのでこれ以上の説明は不要かと思えます。よって文書の開示を求めます。

オ 証拠及び証明方法

(ア)

A

(中略)

尚別紙の1の文書1として提出が諮問庁よりなされていますので証拠とさせていただきます

B 証明方法

本件意見書エ（ク）から（ス）までの各「議事録」に於いて「視察委員会」が特定刑事施設Aに対し「収容規則」6条2項2号規定の説明を求めていた事の証明とさせていただきます。

(イ) 提出文書

平成26年度特定刑事施設A視察委員会（以下、第2においては「平成26年委員会文書」という。）第4回を提出します

これは審査請求人が開示請求を行い特定刑事施設Aが「視察委員会」の質問、説明の求めに応じ提出した文書です

A 証明方法

「平成26年委員会文書」第4回を見て頂ければ判るように「視察委員会」の要望及び質問に対し特定刑事施設Aは同文書を提出し事情説明を行っている事及び「収容規則」6条2項2号の規定により「視察委員会」に対し文書を提出していた事を証明します

又職員が受刑者の犯罪を他人にもらしていた事に関し書面で説明があった証明とします。

B 本件意見書エ（ケ）職員が受刑者の犯罪をもらした件の対する質問に文書を提出し説明していた事実を証明します。

(ウ) 平成26年度第1回特定刑事施設A委員会を提出します

証明方法

A 「視察委員会」が特定刑事施設Aに対し要望及び検討を願いました説明を願った事に対し「収容規則」6条2項2号により文書を提出し実情説明を行っていた事実を証明します。

B 特定刑事施設Aにおいては「視察委員会」から質問がなされた場合回答案を作成し口頭により回答をしていると理由説明書において主張された事が事実と反する事の証明とします

(エ) 平成26年度第5回特定刑事施設A視察委員会を提出します

証明方法

「視察委員会」の要望、質問、改善の求めに対し特定刑事施設Aが「収容規則」6条2項2号により文書の提出をしていた事及び本件意見書エ（サ）のテレビの電波不具合と同じくラジオの電波不具合の改善の求めにも文書を提出していた事を証明します

(5) 意見書3（諮問第2号）

審査請求人から、平成29年3月9日付け（同月21日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである

1 理由説明書1（諮問第2号）

(1) 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、

ア 平成27年4月から平成28年3月までの間の特定刑事施設A視察委員会（以下「視察委員会」という。）議事録。

イ 上記議事録の質問に対する特定刑事施設Aの回答文書。

ウ 収容規則6条2項一から十五に従い特定刑事施設Aが視察委員会に対し平成28年最初の会議で提出した文書

エ 上記「収容規則」6条2項一から三に従い特定刑事施設Aが視察委員会に提出した文書。（平成27年4月から平成28年3月の間のもの）

について、処分庁は、平成28年5月30日付け、同年6月23日付け及び同年7月13日付け求補正書並びに同年6月10日受付、同年7月8日受付及び同月28日受付補正書により、上記第1の2に掲げる文書1ないし11を特定し、法10条2項に基づき開示決定等の期限を延長した上で、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（以下、第3においては「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、文書1及び文書3に係る不開示部分の一部（以下「本件不開示部分」という。）に関する不開示情報該当性の当否等を理由として、本件決定の取消し及び本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 文書1に係る本件不開示部分について

文書1は、平成27年度において、視察委員会の開催日ごとに作成された議事録であると認められるところ、審査請求人は審査請求書において、文書1のうち、特定年月日に作成された議事録中、「視察委員の職業」及び「視察委員会会議に出席した委員の人数の判る部分」について、開示を求めているものである。

同議事録においては、「委員出席者」欄に記載された特定刑事施設A視察委員の氏名並びに「議事内容」欄のうち、2ないし4行目に記載された同委員の氏名、具体的な職業、勤務先及び役職等、11及び12行目に記載された同委員の氏、31及び32行目に記載された特定刑事施設Aに勤務する職員及び被収容者の氏又は氏名がそれぞれ不開示とされているところ、審査請求人が開示を求める部分は、「委員出席者」欄に記載された同委員の氏名並びに「議事内容」欄のうち、2ないし4行目に記載された同委員の氏名、具体的な職業、勤務先及び役職等であると解され、当該情報は同委員個人が特定される情報であると認められる。

ところで、刑事施設視察委員会は、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に意見を述べることとされており（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）7条2項）、一般に、その意見が刑事施設の運営に反映されることが予定されているものと認められる。こうした刑事施設視察委員会の職務内容に鑑みると、刑事施設の運営の在り方に高い関心を持つ被収容者等は、刑事施設視察委員会の意見の

内容にも高い関心を持つことから、各委員に対して不当な働きかけをしようとする動機を持ち得ることは十分に想定し得るところである。そうすると、その氏名等、委員個人が特定される情報を開示することとした場合、被収容者等からの不当な働きかけがなされることにより、私生活にまで影響が及ぶことなどを恐れ、委員になろうとする希望者が減少することは否定し得ず、ひいては、平成18年5月23日付け法務省矯総第3255号矯正局長通達「刑事施設視察委員会に対する協力等について」記の3(2)アで定められているような、年齢、性別、業種等のバランスが取れた人選に支障を生ずるばかりか、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する(刑事収容施設法8条)候補者の確保すら困難になることも否定し得ない。また、仮に委員を確保することができた場合でも、上記のような懸念ゆえに、各委員が委員としての職責の遂行に消極的になることにより、施設運営の実情を的確に把握することが困難になるとともに、委員による適切な意見の申述が妨げられ、その結果、施設の適正な管理運営に支障が生ずるおそれがある。したがって、当該氏名等を開示することにより、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該氏名等は法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに、刑事施設視察委員会の委員が不当な働きかけを懸念するあまり、委員としての職責の遂行に消極的になり、施設運営の実情を的確に把握することが困難になれば、本来刑事施設視察委員会を經由して施設が把握すべき施設運営等の問題点が見逃されることになり、これを端緒として、施設の規律及び秩序が害され、保安事故等の異常事態が発生するおそれもあることから、法5条4号にも該当する。

なお、刑事施設視察委員会の委員の氏名等については、委員自らがその作成した意見書等を外部に公表するなど、委員として氏名等を自ら公にしている場合等には、開示請求等の内容に応じて開示しているところ、本件決定において不開示とされた委員の氏名等については、このような事情は認められない。

イ 文書3に係る本件不開示部分について

文書3は、平成27年度の第2回視察委員会において回答予定の、第1回同委員会において同委員から特定刑事施設A宛てになされた質疑に対する回答案であると認められるところ、審査請求人は審査請求書において、「特定被収容者の申出内容」、「申出に対する調査内容」及び「刑事施設が調査した職員に関する情報」について、開示を求めているものである。

なお、審査請求人は審査請求書において、「平成27年度第2回刑事施設視察委員会における第2回質疑に対する回答（案）」と記載しているところ、併せて、「237号通知書」1（2）イ」と記載していることから、「平成27年度第2回刑事施設視察委員会における第1回質疑に対する回答（案）」（文書3）を指すものと認められる。

文書3においては、特定刑事施設Aで勤務する特定職員の氏、特定刑事施設Aに収容されている特定被収容者の氏名、申出の内容及び申出に対する調査内容、特定被収容者の刑の執行に関する情報及び特定刑事施設A視察委員会の質疑に対し、特定刑事施設Aが調査した特定職員に関する情報等が不開示とされているところ、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当する。また、当該情報については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書イに該当せず、同号ロ及びハに該当する事情も存しない。

おって、審査請求人は審査請求書において、文書1において開示されている情報が文書3において不開示とされているなどと主張するが、文書1において開示されている情報が文書3において不開示とされているといった事実は認められない。

（3）行政文書開示決定通知書に係る契印について

審査請求人は審査請求書において、「不開示理由」ですが、「237号通知書」に対する一部不開示決定だと思っておりますが「237号通知書」との契印がなく「237号通知書」に対する正式な一部不開示決定の公文書なのか判断が出来ません」などと主張するが、矯正管区文書取扱規程（平成12年矯総訓第3963号法務大臣訓令）15条3項の規定に基づき、行政文書開示決定通知書一枚目に契印を押印しているものと認められる。

（4）以上のとおり、本件決定は妥当である。

2 理由説明書2（諮問第12号）

（1）本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、

ア 平成27年4月から平成28年3月までの間の視察委員会議事録。

イ 上記議事録の質問に対する特定刑事施設Aの回答文書。

ウ 収容規則6条2項一から十五に従い特定刑事施設Aが視察委員会に

対し平成28年最初の会議で提出した文書

エ 上記「収容規則」6条2項一から三に従い特定刑事施設Aが視察委員会に提出した文書。（平成27年4月から平成28年3月の間のもの）

について、処分庁は、平成28年5月30日付け、同年6月23日付け及び同年7月13日付け求補正書並びに同年6月10日受付、同年7月8日受付及び同月28日受付補正書により、上記第1の2に掲げる文書1ないし11を特定し、法10条2項に基づき開示決定等の期限を延長した上で、行政文書開示決定通知書をもって、本件決定を行ったものに対するものであり、審査請求人は、文書1に係る文書の特定の可否を理由として、本件決定の取消しを求めるとともに、文書1を更に特定し、その全部を開示するとの決定を求めていることから、以下、文書特定の妥当性について検討する。

(2) 文書1の特定について

文書1は、平成27年度において、視察委員会の開催日ごとに作成された議事録であると認められるところ、審査請求人は、審査請求書において、文書1に附属されているべき、

ア 特定年月日E 第2回「議事録」

議事内容2 質問のあった事項に関する説明

イ 特定年月日E 第2回「議事録」

議事内容5 質疑応答の回答

ウ 特定年月日F 第3回「議事録」

議事内容2 質問のあった事項に関する説明

エ 特定年月日F 第3回「議事録」

議事内容5 質疑応答の回答

オ 特定年月日H 第5回「議事録」

議事内容2. 質問のあった事項に関する説明

カ 特定年月日H 第5回「議事録」

議事内容5. 質疑応答の回答

キ 特定年月日I 第6回「議事録」

議事内容2. 質問のあった事項に関する説明

ク 特定年月日I 第6回「議事録」

議事内容5. 質疑応答の回答

について、開示されていないことから、これを開示するよう求めているものである。

この点、特定刑事施設Aにおいては、視察委員会から、個別事案について質問がなされた場合、実情確認等を要するため、その場で回答ができない事項については、実情確認等を経た上で回答案を作成し、次回以

降の同委員会の場において口頭により回答しており、また、その場で回答が可能な事項については、口頭により回答していることから、審査請求人が主張するような附属文書は存在しないものと認められる。

なお、次回以降の同委員会の場において口頭により回答する場合の同回答案については、文書3ないし6を指し、その場で回答が可能な事項についての回答内容は、議事録にその概要が記載されているものと認められる。

おって、審査請求人は、收容規則6条2項2号の規定に基づき、書面を提出しているはずである旨主張し、同号は、刑事施設視察委員会から刑事施設の運営の状況について説明を求められた場合には書面を提出するものとする規定しているが、これは、委員会からの様々な質問に対する回答を全て書面で行わなければならないという趣旨ではなく、同委員会から、個別事案等について質問や確認がなされた場合に、必要に応じて、同委員会の場に出席している刑事施設の職員が、口頭により回答することを否定するものではないことから、審査請求人の主張する書面が存在しないことにつき、不自然、不合理な点はない。

よって、文書1の特定に不備はない。

(3) 以上のとおり、本件決定は、妥当である。

3 補充理由説明書（諮問第2号）

(1) 諮問庁としては、上記1(2)イにおいて、文書3で不開示とされている特定刑事施設Aで勤務する特定職員の氏、特定刑事施設Aに收容されている特定被收容者の氏名、申出の内容及び申出に対する調査内容、特定被收容者の刑の執行に関する情報及び視察委員会の質疑に対し、特定刑事施設Aが調査した特定職員に関する情報等については、法5条1号本文前段及び同号本文後段に該当することから、不開示相当である旨説明したところであるが、以下のとおり説明を補充する。

なお、再検討の結果、同号本文後段には該当しないと判断したので、理由説明書において説明した同号本文後段該当性に係る主張については撤回する。

(2) 文書3の「質疑1」及び「回答案」に係る情報について

ア 標記に係る情報は、特定刑事施設Aで勤務する特定職員2名（以下「本件職員」という。）の氏及び本件職員の特定質疑に係る事情聴取に対する回答内容であり、これらはそれぞれ一体として、本件職員に係る法5条1号本文前段の情報に該当する。

イ また、「質疑1」及び「回答案」に係る情報は、特定の被收容者が視察委員会に本件職員の特定行為について申し出た内容に基づき、視察委員会から質疑を受けて、本件職員に対して事情聴取を行った際の回答内容等であり、これらはいずれも報道発表されておらず、

その他、当該情報が公にされ、又は公にすることが予定されているとすべき事情も認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロにも該当しない。さらに、不開示部分に、本件職員の職務に関する部分が含まれているとしても、非違行為を行った疑いにより事情聴取等を受け、視察委員会に報告されることは、本件職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハに該当するとも認められない。

ウ 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、本件職員の氏は、個人識別情報に該当することから、部分開示することはできず、その余の情報についても、特定質疑について事情聴取された際の具体的な回答内容等であり、これらが開示された場合、本件職員の同僚や同時期に同施設に収容されていた被収容者等の関係者にとっては、本件職員をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、事情聴取に対する回答内容の詳細等が、当該関係者に知られることとなり、本件職員の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示することはできない。

エ さらに、本件職員の氏については、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名は、これを開示することにより、上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における職務の適正な遂行に支障を及ぼすなど、法5条6号の不開示情報に該当する。さらに、その結果として、保安事故や職員の籠絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号にも該当する。

本件職員の氏は、いずれも国立印刷局編「職員録」に掲載されていないことから、これらを開示した場合、本件職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして、この結果として、施設における職務の適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがあるとともに、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、本件職員の氏は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

(3) 文書3の「質疑2」及び「回答案」に係る情報について

ア 標記に係る情報は、特定刑事施設Aで勤務する特定職員1名、特定刑事施設Aに収容されている受刑者X、受刑者Y及び受刑者Zの氏又は氏名並びに受刑者Xが特定刑事施設Aに申し出た具体的な不服内容、当該不服に係る事情聴取に対する当該職員及び受刑者Yの具体的な回答内容、受刑者Zの刑の執行に関する情報等であり、これらはそれぞれ一体として、当該職員、受刑者X、受刑者Y及び受刑者Z（以下、第3においては「本件職員等」という。）に係る法5条1号本文前段の情報に該当する。

イ また、「質疑2」及び「回答案」に係る情報は、上記(2)イと同様の理由で、法5条1号ただし書イないしハに該当しない。

ウ 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、本件職員等の氏及び氏名は、個人識別情報に該当することから、部分開示することはできず、その余の情報についても、受刑者Xの不服内容、当該職員の当該不服に係る事情聴取に対する回答内容及び受刑者Yの当該不服に係る事情聴取に対する回答内容の詳細並びに受刑者Zの刑の執行に関する情報等であり、これらが開示された場合、同時期に同施設に収容されていた被収容者等の関係者にとっては、本件職員等のある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、当該不服内容や回答内容等の詳細が、当該関係者に知られることとなり、本件職員等の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示することはできない。

エ さらに、文書3の「質疑2」及び「回答案」に係る情報の不開示部分のうち、当該職員の氏については、上記(2)エと同様の理由で、法5条4号及び6号の不開示情報にも該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、諮問第2号及び同第12号を併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 平成29年1月4日 | 諮問の受理（諮問第2号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書1を收受（同上） |
| ③ 同月13日 | 諮問の受理（諮問第12号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書2を收受（同上） |
| ⑤ 同月20日 | 審議（諮問第2号） |

- ⑥ 同年 2 月 2 日 審査請求人から意見書 1 及び資料を收受
(同上)
- ⑦ 同月 7 日 本件対象文書の見分 (諮問第 2 号) 及び
審議 (諮問第 2 号及び同第 1 2 号)
- ⑧ 同月 1 0 日 審査請求人から意見書 2 及び資料を收受
(諮問第 1 2 号)
- ⑨ 同年 3 月 3 日 諮問庁から補充理由説明書を收受 (諮問
第 2 号)
- ⑩ 同月 2 1 日 審査請求人から意見書 3 を收受 (諮問第
2 号)
- ⑪ 同月 2 2 日 諮問第 2 号及び同第 1 2 号の併合, 本件
対象文書の見分 (諮問第 1 2 号) 並びに
審議 (諮問第 2 号及び同第 1 2 号)

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は, 別紙の 1 に掲げる 1 1 文書 (本件請求文書) の開示を
求めるものである。

処分庁は, 別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし 1 1 (本件対象文書) を特定
し, その一部を法 5 条 1 号, 4 号及び 6 号に該当するとして不開示とする
原処分を行った。

これに対し, 審査請求人は, 文書 1 に附属されるべき別紙の 3 (1) ないし (8) に掲げる文書の開示を求めるとともに, 本件対象文書中の不開示部分のうち, 文書 1 及び 3 の不開示部分の一部 (上記第 2 の 2 (1) ア に記載された部分。本件不開示部分) を開示すべきであるとしているところ, 諮問庁は, 原処分を妥当としていることから, 以下, 本件対象文書を見分した結果を踏まえ, 本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお, 審査請求人は, 意見書 2 において, 上記第 2 の 2 (4) イ (イ) 及び (ウ) の文書についても開示を求める旨の主張もしているが, 審査請求がなされていない当該部分については, 諮問の対象外であり, 当審査会としては, この点についての判断は行わない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において文書 1 を見分したところ, 同文書は, 平成 2 7 年度に開催された視察委員会の開催日 (開催回) ごとの議事録で, 特定刑事施設 A の運営に関する説明や, 視察委員会の委員からの質問に対する同刑事施設からの回答や説明内容等の要旨が記載されていると認められるが, 審査請求人が開示すべきとしている文書は, そのうちの特定開催日 (開催回) に係る議事録において, 上記の質問に対する回答や説明内容

等が記載されていると審査請求人が主張する、文書1の附属文書であると解される。

- (2) これに対し、諮問庁は、特定刑事施設Aにおいては、個別事案について視察委員会の委員から質問がなされた場合、その場で回答が可能な事項については、口頭により回答して議事録に記載しており、その場では回答ができない事項については、実情確認等を経た上で回答案を検討し、次回以降の視察委員会の場において口頭で回答していることから、平成27年度の視察委員会の議事録についても、審査請求人が主張するような附属文書は存在しない旨説明する。
- (3) そこで、当審査会において本件対象文書を見分したところ、審査請求人が文書1の附属文書に記載されていると主張する、質問のあった内容・事項に関する説明や質疑応答の回答については、別紙の4の表の「口頭による回答内容が記載された部分」欄に記載された内容がこれに該当する（その対応関係は別紙の4の表のとおり）と認められることに照らせば、上記(2)の諮問庁の説明が不自然、不合理であるとは認められない。

なお、審査請求人は、収容規則6条2項2号の規定に基づき、特定刑事施設Aは視察委員会に対して書面を提出しているはずである旨主張するので、当審査会において法務省のホームページ上に掲載されている同規則を確認したところ、同項は、「刑事施設の長は、次に掲げる場合には、（中略）その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。」とした上で、同項2号において「委員会から刑事施設の運営の状況について説明を求められた場合」と規定していると認められる。この点につき、諮問庁は、同号の規定は、刑事施設視察委員会からの様々な質問に対する回答を全て書面で行わなければならないということを決めたものではなく、同委員会から、個別事案等について質問や確認がなされた場合などに、必要に応じて、同委員会の場に出席している刑事施設の職員が、口頭で回答することまで否定するものではない旨説明するところ、この説明も不合理とはいえない。

- (4) また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に文書の探索の方法及び範囲を確認させたところ、特定刑事施設Aにおける視察委員会の業務を担当する課の事務室、文書庫及びパソコンの共有フォルダ内を探索したが、審査請求人が開示を求める文書に該当するものはなかったとのことであり、文書の探索の方法及び範囲に問題はない。
- (5) その他、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、名古屋矯正管区において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1に係る本件不開示部分について

文書1に係る本件不開示部分に関し、審査請求人は、特定年月日E及びG付け議事録中、「視察委員会会議に出席した委員の人数の判る部分」及び「視察委員の職業」について開示を求める一方、意見書1において、視察委員会に出席した委員の氏名やその勤務先、役職は開示を求めないとしている。

この点につき、諮問庁は、文書1のうち、①特定年月日E及びG付けの議事録中の「委員出席者」欄に記載された出席委員の氏名の不開示情報該当性を検討しているところ、これは、出席委員の人数が分かる情報として、当該欄に氏名を記載された出席委員の数がこれに対応していることから、当該氏名の不開示情報該当性を検討した結果、当該欄全体を不開示とするのが相当であると判断したものと考えられる。また、諮問庁は、文書1のうち、②特定年月日D付け議事録中にある「議事内容」欄中の「人事異動通知書交付」欄の委員の氏名とその勤務先や役職等が一体として記載された部分につき、その不開示情報該当性を検討しているところ、これは、委員の職業が分かる情報としては、上記の「人事異動通知書交付」欄の記載がこれに該当すると考えられるので、その勤務先等と一体となった記載部分の不開示情報該当性を検討するのが相当であると判断したものと考えられる。

そこで、当審査会において文書1を見分したところ、審査請求人が開示を求める情報が記載された部分の検討に関する諮問庁の上記①及び②の判断は、不合理とはいえず、いずれも是認することができる。

したがって、これらを前提に、文書1に係る本件不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

ア 「委員出席者」欄について

当審査会において文書1を見分したところ、標記の欄には、出席委員の氏名等が記載されていると認められる。

このうち、出席委員の氏名について検討すると、刑事収容施設法7条2項に規定された刑事施設視察委員会の職務内容に鑑みると、刑事施設の運営の在り方に高い関心を持つ被収容者等は、視察委員会の意見の内容にも高い関心を持つことから、各委員に対して不当な働きかけをしようとする動機を持ち得ることは予想し得る旨の諮問庁の説明は、首肯できる。そうすると、当該部分については、これを公にすると、被収容者等から委員に対する不当な働きかけがされて、私生活にまで影響が及ぶことなどを恐れ、委員になろうとする希望者が減少する可能性があり、これにより、人選に支障を生ずるばかりか、適正な候補者の確保すら困難になることも否定し得ず、

刑事施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明も、首肯できる。

そして、諮問庁は、自ら公表している委員の氏名は開示しており、原処分で不開示とされている委員の氏名については、自ら公表した事実はないと説明するところ、これらの氏名が公表された事実は認められないことから、標記の欄に記載された出席委員の氏名については、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、同条4号については、判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

他方、標記の欄のうち、委員の氏名を除く部分については、これを公にしても、委員候補者の確保が困難になるおそれや施設の適正な管理運営に支障が生ずるおそれ、さらには、施設の規律及び秩序が害され、保安事故等の異常事態が発生するおそれのいずれも認められないことから、法5条4号及び6号の不開示情報には該当せず、開示すべきである。

イ 「人事異動通知書交付」欄について

当審査会において文書1を見分したところ、標記の欄には、委員の氏名の外、その勤務先や役職等が一体として記載されており、当該記載部分は、委員個人が特定される情報であると認められることから、上記アと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書3に係る本件不開示部分について

審査請求人は、審査請求書1において、文書3の特定被収容者の申出内容、申出に対する調査内容及び刑事施設が調べた職員の情報が記載された不開示部分の開示を求めている。そこで、当審査会において文書3を見分したところ、当該不開示部分は、文書3の「質疑1」及び「質疑2」並びにその「回答案」の記載部分の各一部であると認められることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 文書3の「質疑1」及び「回答案」に係る不開示部分について

(ア) 法5条1号本文前段該当性について

標記の不開示部分には、特定職員2名の氏及び当該職員の特定制疑に係る事情聴取に対する回答内容が記載されていることから、これらは全体として当該職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 法5条1号ただし書該当性について

諮問庁の説明によると、標記の不開示部分については、いずれも報道発表されていないとのことであって、これに疑いを差し挟むような事情はなく、その他、当該情報が公にされ、又は公にすること

が予定されているといった事情も認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロに該当する事情も存しない。

さらに、標記の不開示部分に当該職員の職務に関する部分が含まれているとしても、非違行為を行った疑いにより事情聴取等を受けることは、当該職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、法5条1号ただし書ハに該当するとも認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否について

当該職員の氏については、個人識別部分に該当することから、部分開示の余地はない。

また、その余の部分については、特定質疑について事情聴取された際の、当該職員の具体的な回答内容等であり、これらを開示すると、当該職員の同僚や同時期に同じ刑事施設に収容されていた被収容者等の関係者にとっては、当該職員をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、事情聴取に対する回答の詳細が、当該関係者に知られることとなり、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

(エ) 以上のとおり、標記の不開示部分は、法5条1号本文前段に該当すると認められることから、職員の氏につき同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 文書3の「質疑2」及び「回答案」に係る不開示部分について

(ア) 法5条1号本文前段該当性について

標記の不開示部分には、特定刑事施設Aの職員の氏、特定刑事施設Aに収容されている受刑者X、受刑者Y及び受刑者Zの氏又は氏名、受刑者Xが特定刑事施設Aに申し出た具体的な不服内容、当該不服に係る事情聴取に対する当該職員及び受刑者Yの具体的な回答内容、受刑者Zの刑の執行に関する情報（釈放日、釈放事由等）等が記載されていることから、これらはそれぞれ一体として当該個人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 法5条1号ただし書該当性について

上記ア（イ）と同様の理由で、法5条1号ただし書イないしハに該当しない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否について

当該職員の氏や当該受刑者の氏名については、個人識別部分であるから、部分開示の余地はない。

また、その余の部分については、受刑者Xの不服内容、当該職員の当該不服に係る事情聴取に対する回答内容及び受刑者Yの当該不服に係る事情聴取に対する回答内容の詳細、受刑者Zの刑の執行に関する情報等であり、これらが開示された場合、当該職員の同僚や同時期に同じ刑事施設に収容されていた被収容者等の関係者にとっては、当該職員や当該受刑者をある程度特定することが可能となり、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、当該不服の内容や、当該不服に係る事情聴取に対する回答内容等の詳細が、当該関係者に知られることとなり、当該職員や当該受刑者の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

(エ) 以上のとおり、標記の不開示部分は、法5条1号本文前段に該当すると認められることから、職員の氏につき同条4号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、「不開示理由」ですが、「237号通知書」に対する一部不開示決定だと思っておりますが「237号通知書」との契印がなく「237号通知書」に対する正式な一部不開示決定の公文書なのか判断が出来ません」などと主張するところ、この点につき、諮問庁は、矯正管区文書取扱規程（平成12年矯総訓第3963号法務大臣訓令）15条3項の規定に基づき、行政文書開示決定通知書の一枚目に契印を押印していると説明する。

そこで、当審査会において、諮問庁から矯正管区文書取扱規程の提示を受けて確認したところ、同規程15条3項には「第1項第1号（注：郵便その他これに準じる方法）により発送する文書には、その決裁文書にわたって契印を押印する」と規定されており、さらに、本件行政文書開示決定通知書を確認したところ、同通知書には契印が押印されていることが認められることから、審査請求人の主張は、その前提において採用の余地がない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、名古屋矯正管区において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、委員の氏名を除く「委員出席者」欄の部分は同条4号及び6号

のいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求文書

- (1) 特定刑事施設A視察委員会議事録（平成27年度分）
- (2) 平成27年度第2回刑事施設委員会における第1回質疑に対する回答文書
- (3) 平成27年度第3回刑事施設委員会における第2回質疑に対する回答文書
- (4) 平成27年度第5回刑事施設委員会における第3回質疑に対する回答文書
- (5) 平成27年度第6回刑事施設委員会における第5回質疑に対する回答文書
- (6) 平成27年度第1回刑事施設委員会における前回質疑に対する回答文書
- (7) 平成28年5月18日付け「刑事視察委員会提出資料」
- (8) 施設運営の現状について（平成27年度分）
- (9) 平成27年7月14日付け「特定刑事施設視察委員会の活動状況」を被収容者に周知することについて（伺い）」
- (10) 平成27年10月14日付け「B拘置支所施設概況」
- (11) 平成27年10月14日付け「C拘置支所施設概況」

2 本件対象文書

- 文書1 「特定刑事施設A視察委員会議事録」（平成27年度分）（特定刑事施設A保有）
- 文書2 平成27年度第1回特定刑事施設A視察委員会（特定刑事施設A保有）
- 文書3 平成27年度第2回刑事施設視察委員会における第1回質疑に対する回答（案）（特定刑事施設A保有）
- 文書4 平成27年度第3回刑事施設視察委員会における第2回質疑に対する回答（案）（特定刑事施設A保有）
- 文書5 平成27年度第5回刑事施設視察委員会における第3回質疑に対する回答（案）（特定刑事施設A保有）
- 文書6 平成27年度第6回刑事施設視察委員会における第5回質疑に対する回答（案）（特定刑事施設A保有）
- 文書7 平成28年5月18日付け「刑事施設視察委員会提出資料」（特定刑事施設A保有）
- 文書8 施設運営の現状について（平成27年度分）（特定刑事施設A保有）
- 文書9 平成27年7月14日付け「特定刑事施設A視察委員会の活動

状況」を被収容者に周知することについて（伺い）」（特定刑事施設A保有）

文書10 平成27年10月14日付け「特定刑事施設B施設概況」（特定刑事施設A保有）

文書11 平成27年10月14日付け「特定刑事施設C施設概況」（特定刑事施設A保有）

3 審査請求人が開示を求める文書

- (1) 特定年月日E 第2回「議事録」
議事内容2 質問のあった内容に関する説明
- (2) 特定年月日E 第2回「議事録」
議事内容5 質疑応答の回答
- (3) 特定年月日F 第3回「議事録」
議事内容2 質問のあった事項に関する説明
- (4) 特定年月日F 第3回「議事録」
議事内容5 質疑応答の回答
- (5) 特定年月日H 第5回「議事録」
議事内容2 質問のあった事項に関する説明
- (6) 特定年月日H 第5回「議事録」
議事内容5 質疑応答の回答
- (7) 特定年月日I 第6回「議事録」
議事内容2 質問のあった事項に関する説明
- (8) 特定年月日I 第6回「議事録」
議事内容5 質疑応答の回答

4 上記3に掲げる文書と、回答案及び議事録の対応関係について

審査請求人が開示を求める文書	口頭による回答内容が記載された部分
上記3(1)	文書3の「回答案」の記載部分
上記3(2)	特定年月日E付け(第2回)特定刑事施設A視察委員会議事録「5 質疑応答」の(答)の記載部分
上記3(3)	文書4の「回答案」の記載部分

上記 3 (4)	特定年月日 F 付け (第 3 回) 特定刑事施設 A 視察委員会議事録「5 質疑応答」の (答) の記載部分
上記 3 (5)	文書 5 の「回答案」の記載部分
上記 3 (6)	特定年月日 H 付け (第 5 回) 特定刑事施設 A 視察委員会議事録「5 質疑応答」の (答) の記載部分
上記 3 (7)	文書 6 の「回答案」の記載部分
上記 3 (8)	特定年月日 I 付け (第 6 回) 特定刑事施設 A 視察委員会議事録「5 質疑応答」の (答) の記載部分